

部落差別の解消に向けて

湯浅町では、昭和44（1969）年に制定された「同和対策事業特別措置法」やその関連法に基づき、平成14（2002）年までの33年間において、被差別部落の生活環境等を改善するため特別対策としての同和対策事業を実施し、改善を図ってまいりました。

その後も、一般対策に創意工夫を加えながら部落差別の解消に向け様々な取組を進めております。

しかしながら、近年、インターネットの急速な普及により差別の様相が変化していること、又、現在もなお部落差別が存在していることから、国は平成28（2016）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」を制定しております。

この法律制定を受け、湯浅町として平成31（2019）年に県下でいち早く「湯浅町部落差別をなくす条例」を制定しました。本基本計画は、この条例に基づき、湯浅町部落差別をなくす審議会の答申を踏まえ、策定するものであり、様々な取組を推進することで「部落差別のない湯浅町」を実現してまいります。

結びに、本基本計画策定に当たりご尽力賜りました湯浅町部落差別をなくす審議会委員の皆さん、町民意識調査等にご協力いただきました皆さんに感謝申し上げますとともに、町民皆さまのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7（2025）年3月

湯浅町長 上山 章善



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 部落差別（同和問題）の基本認識	
2. 特別措置法と同和行政	
3. 計画策定の背景	
4. 計画の位置づけと期間	
第2章 部落差別の現状と課題	7
1. 湯浅町における部落差別事件	
2. 各調査結果からみえた課題等	
3. 隣保館（文化会館）の現状と課題	
第3章 部落差別解消のための取組	18
1. 人権相談体制等の推進	
2. 隣保事業の推進	
3. 人権教育の推進	
4. 人権啓発の推進	
5. モニタリング事業の推進	
6. 調査等の実施	
第4章 部落差別解消のための達成目標	23
関係資料	24
湯浅町部落差別をなくす条例	
部落差別の解消の推進に関する法律	
和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例	
湯浅町部落差別をなくす審議会規則	
湯浅町部落差別をなくす審議会 委員名簿	
湯浅町部落差別解消推進基本計画策定の取組経過	

第1章 計画の策定にあたって

1. 部落差別（同和問題）の基本認識

部落差別（同和問題）は、昭和40（1965）年に出された「同和対策審議会答申（以下「同対審答申」という。）」において、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と定義されている日本固有の人権問題です。被差別部落とみなされる土地に本人、父母、祖父母等が居住、出生、本籍を置いたといった事実により、被差別部落出身者とみなされた者は、日常生活における言動、就職や結婚といった人生の節目等において嫌な思いや不当な扱いを受ける可能性を有しています。

また、平成28（2016）年に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」において、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」とあるように、いわゆる『「全国部落調査」復刻版出版事件』をはじめインターネットにおける匿名性や拡散性を悪用した差別が深刻化しています。

このように部落差別は現代社会において明らかに存在し、同対審答申において「同和行政は、基本的には国の責任において当然行うべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない。」と述べられているように湯浅町（以下「町」という。）において、部落差別は決して許されないものであるという認識の下、今後も解消に向け取組を進める必要がある人権問題です。

2. 同和対策事業特別措置法等と同和行政

1) 同和対策事業特別措置法等

昭和44（1969）年に同対審答申を踏まえ「同和対策事業特別措置法（以下「同対法」という。）」が10年間の时限立法として制定されました。同対法は、第1条で「すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について国及び地方公共団体が協力して行う同和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉

の向上等に寄与すること」を目的とし、第5条で「対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによって、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消すること」を目標としました。第6条で、対象地域及び住民における「生活環境の改善」、「社会福祉及び公衆衛生の向上及び増進」、「農林漁業の振興」、「中小企業の振興」、「雇用の促進及び職業の安定」、「学校教育及び社会教育の充実」、「人権擁護活動の強化」を図るための措置を講ずることを定める等、国の財政上の特別措置を定めました。

同対法は、昭和54（1979）年に3年間延長し、昭和57（1982）年に「地域改善対策特別措置法」と名称変更され、昭和62（1987）年には「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地対財特法」という。）」と名称変更され平成14（2002）年3月末をもって終了しました。

平成8（1996）年に出された「地域改善対策協議会意見具申」では、「本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない」、「同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の取組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっている」との認識を明らかにし、特別対策終了後は一般対策に工夫を加え部落差別の解消に取り組む旨の方向を示しました。

2) 湯浅町における同和行政

町においても同対審答申が出された当時は、被差別部落や関係者に対する厳しい差別が存在し、心理的差別と生活環境をはじめとする実態的差別の相互作用により差別を再生産するという悪循環がみられました。この悪循環を断ち切るため、同対法等に基づき、昭和44（1969）年度から平成13（2001）年度までの間において生活環境の改善、社会福祉の充実、産業就労対策、教育・啓発活動の充実等に積極的に取り組んできました。

ハード面においては、生活環境の改善を中心に公営・改良住宅の整備、周辺地域との調和を考慮しながらの道路・排水路等の整備、産業就労対策としての大型共同作業場の整備や総合センター、各文化会館（隣保館）の整備等を行いました。

ソフト面では、総合センター及び文化会館における各種相談事業やデイサービス、加配保母（家庭支援推進保育士）配置による同和保育、湯浅町同和教育基本方針（昭和59（1984）年策定）に基づいた学校・家庭・地域・行政が一体となった同和教育、学力向上対策等を目的とした加配教員の受入、湯浅町同和委員

会・湯浅町・教育委員会の三者共催による地区別同和研修会（同和地区懇）等を実施してきました。

地対財特法失効前の平成14（2002）年1月には、町が「同和問題の早期解決に向けた今後の基本方向（以下「町基本方向」という。）」を取りまとめ、その中で「答申¹が出された当時に比べ、物的な生活環境をはじめ様々な面で存在していた較差が飛躍的に改善された。また、これらによって物的な生活環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進され、同和地区の状況は住環境を中心に大幅に改善されてきた。」と評価する一方、進学率にみる教育の問題や不安定就労問題等を背景に「依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育・就労・産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化」が今後の課題であることを明らかにしました。

さらに、「本町の同和問題における現状をみると、差別意識は着実に解消に向けて進んでいる。しかしながら、結婚問題等を中心に依然として残っており、差別が完全に解消されたとはいえない。同和問題を人権問題という本質から捉え、町民一人ひとりが自分自身の課題として解決に向けて努力するとともに、全町民の人権尊重の立場にたって人権意識の高揚を図ることが重要である。」と差別意識解消に向けた基本方向を示しました。

¹ 同和対策審議会答申

図表1 主な同和対策の経過

年度	内容
昭和40年	同和対策審議会答申
昭和44年	同和対策事業特別措置法 施行
昭和47年	<u>湯浅町同和委員会 設立</u> <u>地区別同和研修会（同和地区懇）開始</u>
昭和51年	<u>湯浅町総合センター 設置</u>
昭和54年	同和対策事業特別措置法 一部改正（3年延長） <u>宮西文化会館 設置</u> <u>横田文化会館 設置</u>
昭和55年	<u>野下・出水文化会館 設置</u>
昭和57年	地域改善対策特別措置法 施行
昭和59年	<u>湯浅町同和教育基本方針 策定</u>
昭和62年	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法） 施行
平成4年	地対財特法の一部を改正する法律 施行（5年延長）
平成9年	地対財特法の一部を改正する法律 施行（5年延長）
平成13年	地対財特法 失効

※下線は町における主な取組

3. 計画策定の背景

町基本方向では、特別対策の実施により被差別部落における物的な生活環境等については大きな改善がみられたものの、結婚差別等を中心として差別意識が残っていることを明らかにし、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」においても『「同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」（平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申）ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある』との認識を示しています。

地対財特法失効後、町において部落差別解消に関する施策は一般対策として実施してきましたが、福祉施設等における差別発言等の差別事件は発生していました。

その後、情報化の進展に伴い差別の状況が変化していることを踏まえ、平成28（2016）年12月に部落差別解消推進法が制定されました。同法では、「現在もなお部落差別が存在する」ことを明記し、「部落差別は許されないもの」であり、「これを解消することが重要な課題である」との認識を示し、「部落差別のない社会を実現すること」を目的に掲げました。

部落差別解消推進法の制定後、町においてもその目的を理解し、周知に努めてはいましたが、残念なことに平成29（2017）年度に部落差別に該当する差別事件が3件発生しました。

このような現状を踏まえ、平成30（2018）年8月に「湯浅町部落差別を解消するための条例策定委員会」を設置し、条例の方向性や湯浅町部落差別解消推進基本計画（以下「本計画」という。）の必要性等について議論を重ねながら平成31（2019）年4月に「湯浅町部落差別をなくす条例（以下「町条例」という。）を制定・公布し、同年10月に施行しました。

和歌山県（以下「県」という。）においても令和2（2020）年3月に「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」が制定され、その後、二度の一部改正を経て、県内事業者が勧告に従わず部落差別を繰り返す場合は、当該内容を公表すること等を規定した内容となっています。

4. 計画の位置づけと期間

1) 計画の位置づけ

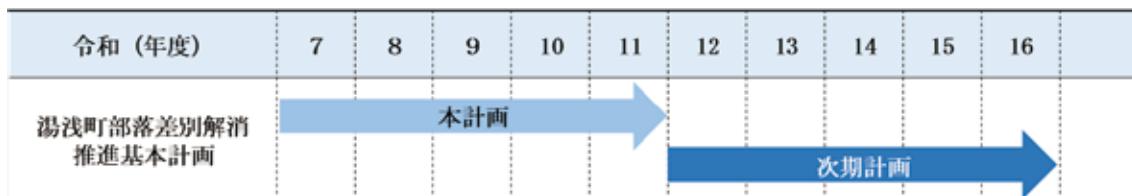
本計画は、町条例の理念及び湯浅町部落差別をなくす審議会（以下「町審議会」

という。) の答申を踏まえ、部落差別の解消を推進し、その目的達成のために必要な施策を計画的且つ総合的に推進することを目的に策定します。

また、令和3(2021)年策定の「第四次湯浅町長期総合計画」を上位計画とし、町の将来像である「歴史と人の温もりで支え合うまち 湯浅 ～いつまでも安心安全に住み続けられる未来の創造～」を実現するため、部落差別の解消に関する関係分野の施策の方向性を示すとともに、福祉分野等の関連が深い各個別計画との整合性を図りながら、総合的に部落差別の解消を推進します。

2) 計画の期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化、人権をめぐる国内外の動向、部落差別事件や実態調査の結果等に対応できるようPDCAサイクルにより評価・検証を定期的に実施し、必要に応じて柔軟かつ適切な見直しが行えることとします。



第2章 部落差別の現状と課題

1. 湯浅町における部落差別事件

地対財特法の失効以後、令和6（2024）年3月末までの間に、町において19件の部落差別に該当する差別事件が発生しています。その内、5件は町内福祉施設の入所者によるもので、施設職員の通報により発覚しています。このことは、様々な同和対策事業を実施する中で「差別を許さない 見過ごさない」感覚が養われたことと評価できる一方、部落差別に対する差別心の根深さが窺われます。

また、部落差別解消推進法の施行以後においても、4件の差別事件が発生しており、同法に明記されている「現在もなお部落差別が存在する」という現実を突きつけられました。

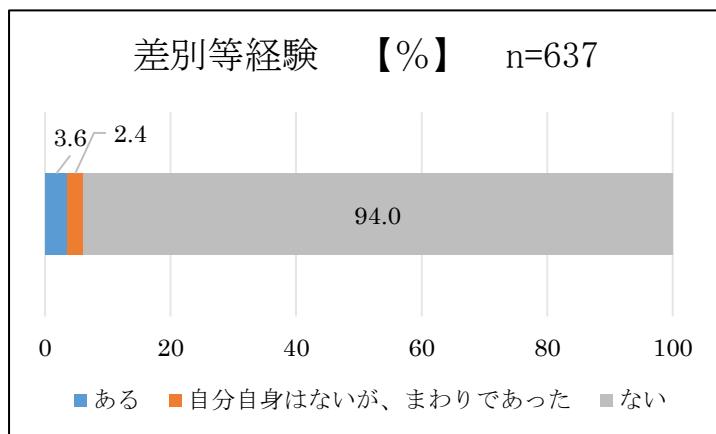
図表2 地対財特法失効後における差別事件

発生年度	概要
平成15年	<ul style="list-style-type: none">新施設建設に従事する建設会社の担当者による発言「ひとの後を付け回ったり、写真を撮ったり、こんな悪い事をするのは同和地区の人間・・」と書かれた差別はがき（無記名）が届く福祉施設入所者が他の入所者に対し「同和地区みたいな顔して」と発言福祉施設入所者が施設職員に対し賤称語を発言福祉施設入所者が「○○地区のガキほど悪い者はない」と発言
平成16年	<ul style="list-style-type: none">集金人が集金時にエセ同和行為のような内容を発言改良住宅建替えの抗議を目的に偏見・妬みによる差別ハガキが届く
平成18年	<ul style="list-style-type: none">高齢者が「悪い事するんは○○か□□か同和地区の人や」と発言インターネット掲示板に個人を特定しての差別書き込み
平成20年	<ul style="list-style-type: none">医療機関利用者3名が「湯浅の○○は被差別地区や」等と発言町施設において男性が女性に「家を建つなら○○か××」と被差別地区を忌避する発言

平成23年	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設入所者が施設職員に賤称語を用いて発言 ・町営住宅の入居に関する電話問合せにおいての差別発言
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護の高齢者がヘルパーと医療機関での待ち中に「〇〇地区の人や、〇〇地区の人は怖い」等と発言 ・福祉施設入所者が、不特定の職員や他の入所者に対し「〇〇、××」と発言。(民族差別、部落差別の複合差別)
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> ・親戚の結婚に際し、電話による被差別部落の問合せ ・町の会議において大学教授が封筒記載の部落差別解消を目的とした人権標語を指して、「これはない方が良い」と発言。また、標語があると移住政策に差し障りがある旨も発言。 ・小学生が個人を誹謗中傷する賤称語の書かれた差別メモを拾得。差別メモは複数回に渡り町内で発見される。
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ・湯浅まつりにおけるごみの散乱等に関する苦情電話の際に、マナーが悪い事と被差別部落を結びつける趣旨の発言

また、令和4（2022）年度に実施した「部落差別（同和問題）に関する生活実態調査（以下「実態調査」という。）」においても、5年間（調査時）において自身やそのまわりで38人（自身：23人（3.6%）、まわり：15人（2.4%））の方が嫌な思いや悲しい思い、腹立たしい思いを経験したと回答しており、町が把握している以上に日常で発生しているという現状が分かりました。

図表3 差別等の経験



問 あなたはここ5年間の間に、被差別部落（同和地区）のことや、被差別部落に住んでいることで、嫌な思いや悲しい思い、腹立たしい思いなどをしたことがありますか。

2. 各調査結果からみえた課題等

1) 部落差別（同和問題）に関する町民意識調査

本計画策定に向けて、令和2（2020）年度に「部落差別（同和問題）に関する町民意識調査（以下「意識調査」という。）」を実施しました。意識調査は、18歳以上の無作為抽出による町民2,000人に調査票を送付し、724票（回答率：36.2%）の回答を得ました。

その中から一部を抜粋し、調査結果からみえた課題等を整理します。

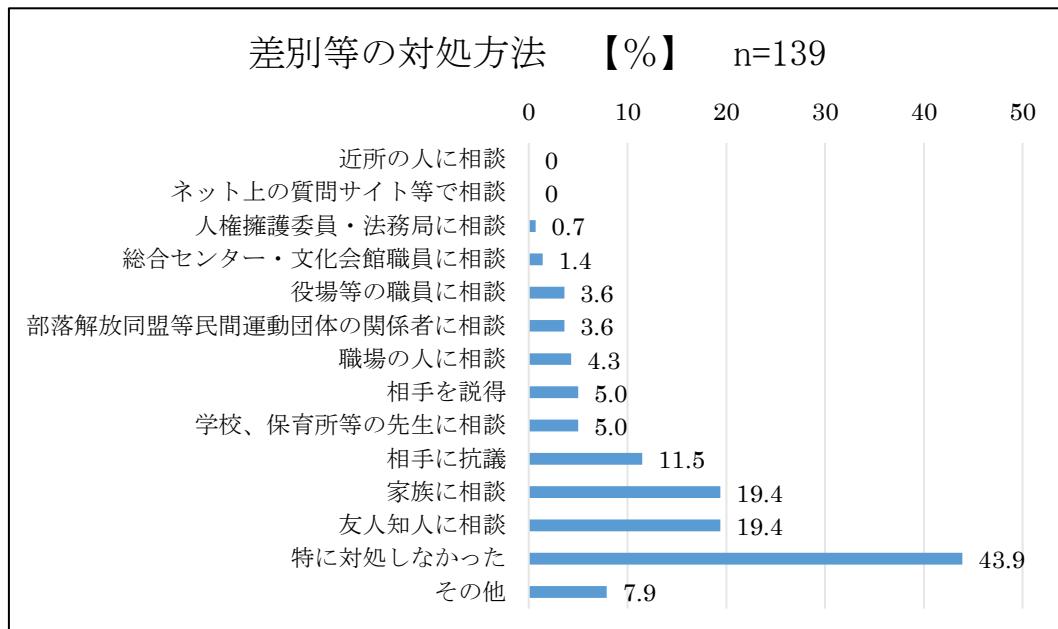
※スペースの関係上、回答項目等を簡略化して表記しているものがあります。

① 差別や人権侵害を受けた際の対処方法

差別や人権侵害を受けたことがあるか、という問い合わせに「ある」若しくは「自分自身はないが、家族・友人などが受けたことがある」と回答した139人が「あなたは、そのときどのように対処されましたか（複数回答）」に下記のとおり回答しており、「特に対処しなかった」が一番高く、役場や総合センター等への相談に繋がっていない現状が分かります。

また、「特に対処しなかった」と答えた61人の内、21人（34.4%）がその差別の理由を「被差別部落（同和地区）に住んでいる（いた）こと」と回答しており、割合として一番高い結果となっています。

図表4 差別等の対処方法

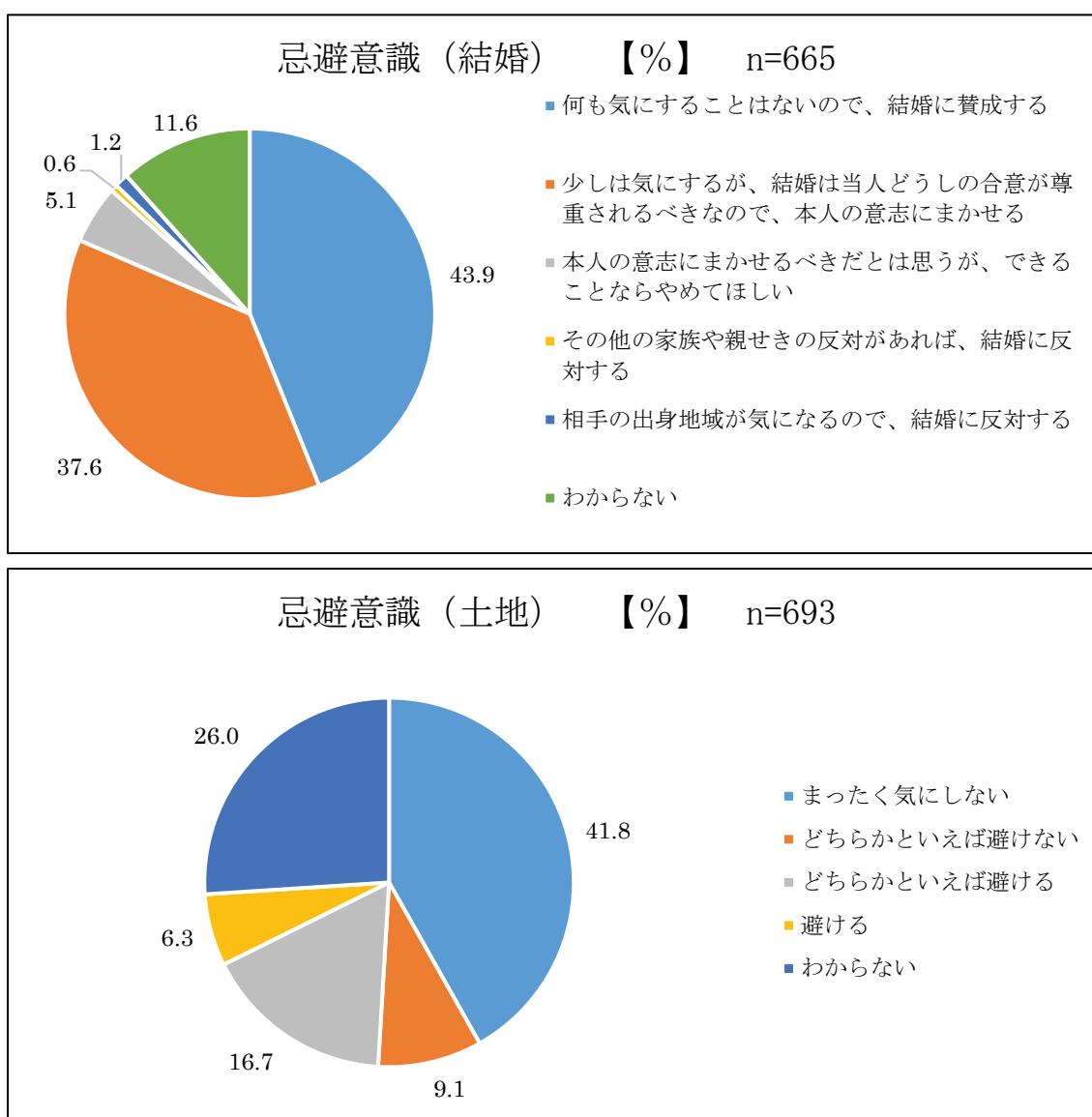


②被差別部落出身者等に対する忌避意識

「仮にあなたの家族（子、孫、兄弟姉妹など）が結婚しようとする相手が、被差別部落（同和地区）出身であることがわかったとき、あなたはどうしますか」及び「あなたは家を購入したり、マンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に価格や立地条件などが希望に合っていても、それが被差別部落（同和地区）の区域内にあると分かった場合、どのような態度をとると思いますか」の二つの問い合わせについて、次のとおりとなっています。

それぞれの上位二回答（結婚：結婚に賛成、本人の意志にまかせる 土地：まったく気にしない、どちらかといえば避けない）をみると土地に対する忌避意識の方が強いことが分かります。

図表5 忌避意識（結婚・土地）



③法令の認知度からみる忌避意識

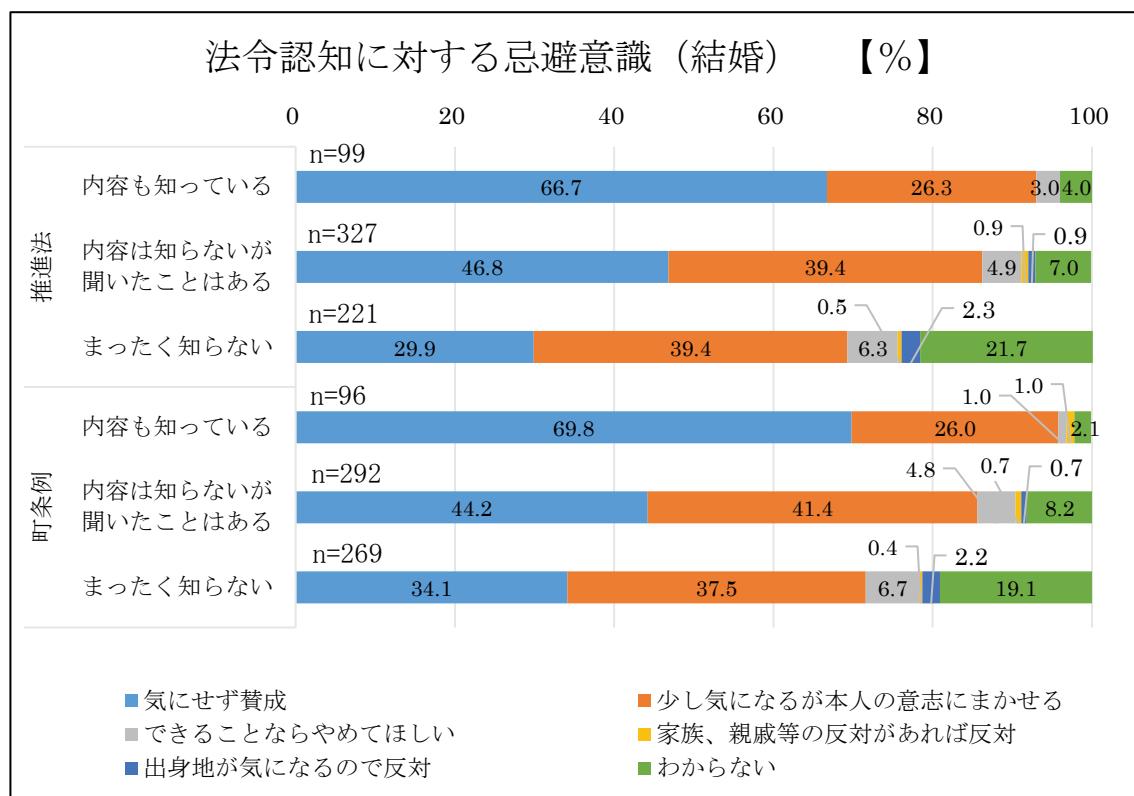
部落差別解消推進法と町条例の認知度別に結婚に対する忌避意識をみると次のとおりとなっています。

いずれにおいても「内容も知っている」と「まったく知らない」では「気にせず賛成」の回答に2倍以上の差がみられ、「わからない」に関しては部落差別解消推進法では約5倍、町条例では約9倍と顕著な差がみられました。

また、同様に土地に対する忌避意識をみた場合においても、概ね同様の結果となっています。

のことから部落差別解消の関係法令を周知し、その基本理念を理解することは、忌避意識の解消に効果があることが分かります。

図表6 法令認知に対する忌避意識（結婚）



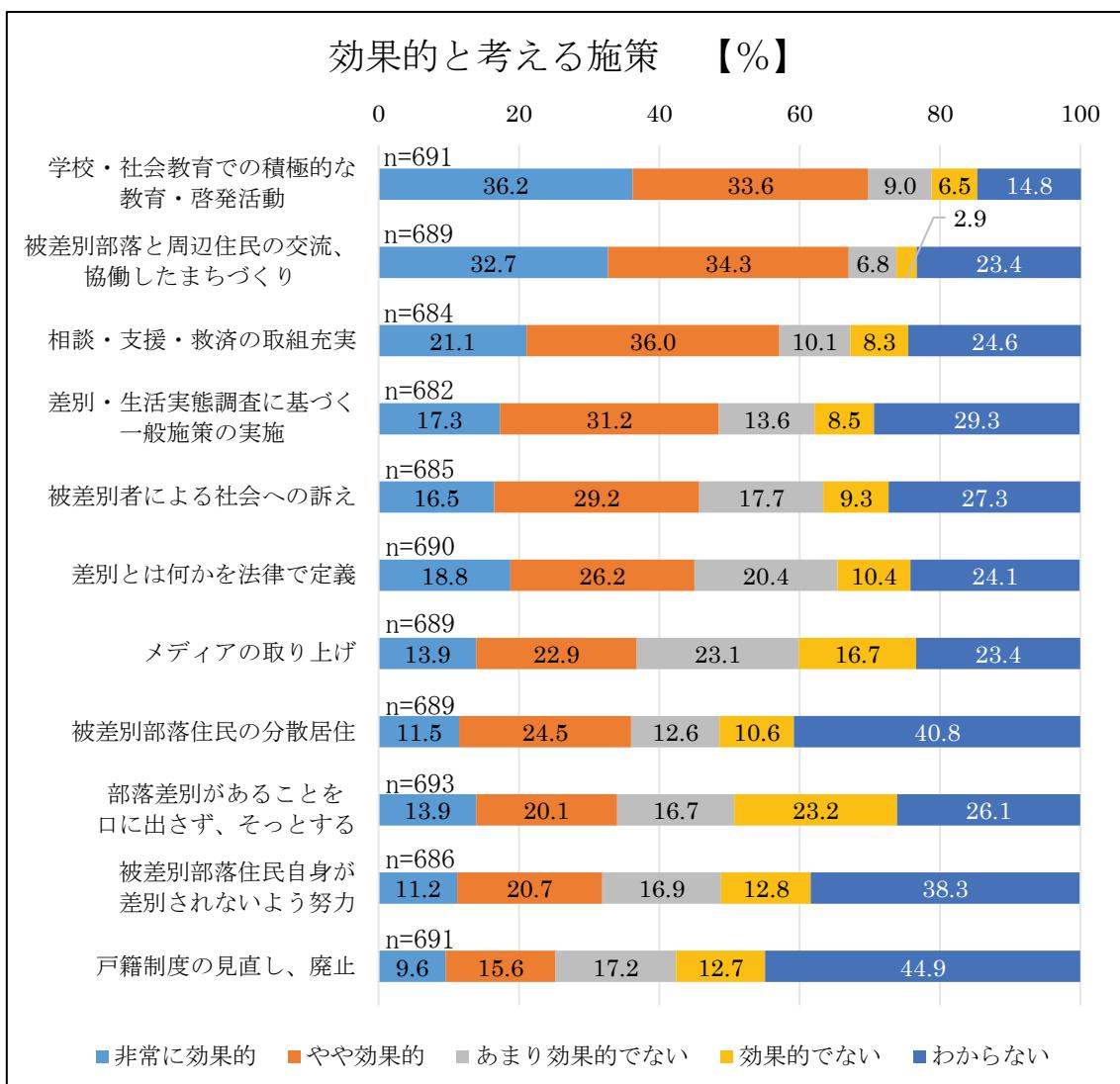
④部落差別（同和問題）を解消するために効果的と考えられる施策等と根強い「寝た子を起こすな論」等

諸々の施策、対応について、部落差別（同和問題）を解消するためにどの程度効果的と考えるかをみると次のとおりとなっています。

上位二回答（非常に効果的、やや効果的）合わせて5割を超えるものは、「学校・社会教育での積極的な教育・啓発活動（69.8%）」、「被差別部落と周辺住民の交流、協働したまちづくり（67.0%）」、「相談・支援・救済の取組充実（57.1%）」となっており、部落差別解消推進法や町条例に規定されている教育・啓発や相談に加え、周辺住民との交流が効果的と考えられていることが分かります。

その一方で、上位二回答が「被差別部落住民自身が差別されないよう努力する（31.9%）」、「部落差別があることを口に出さず、そつとする（34.0%）」、「被差別部落住民の分散居住（36.0%）」となっており、同対審答申で半世紀以上前に否定された「当事者責任論」、「寝た子を起こすな論」、「部落分散論」といった考えが根強く残っていることが分かります。

図表7 効果的と考える施策

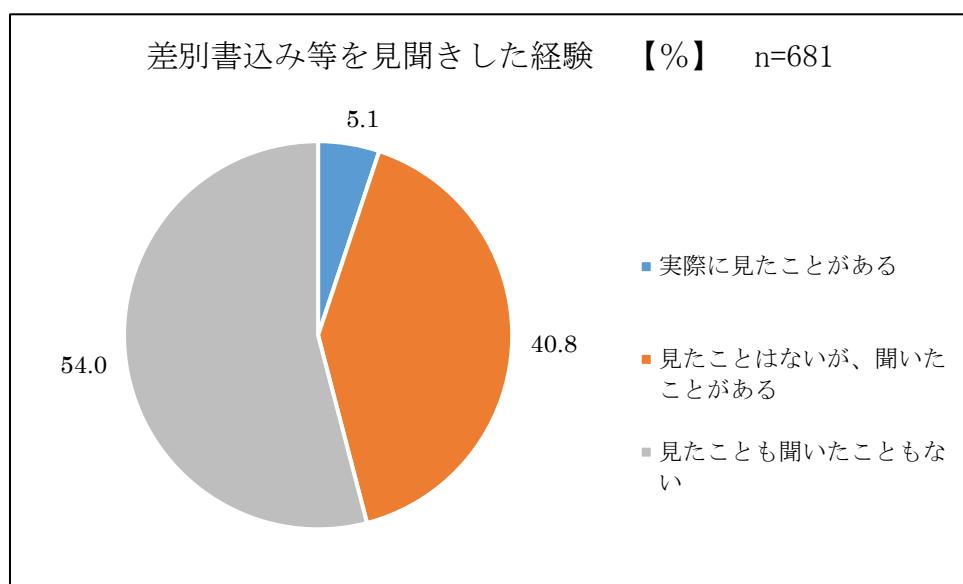


⑤インターネット上の部落差別

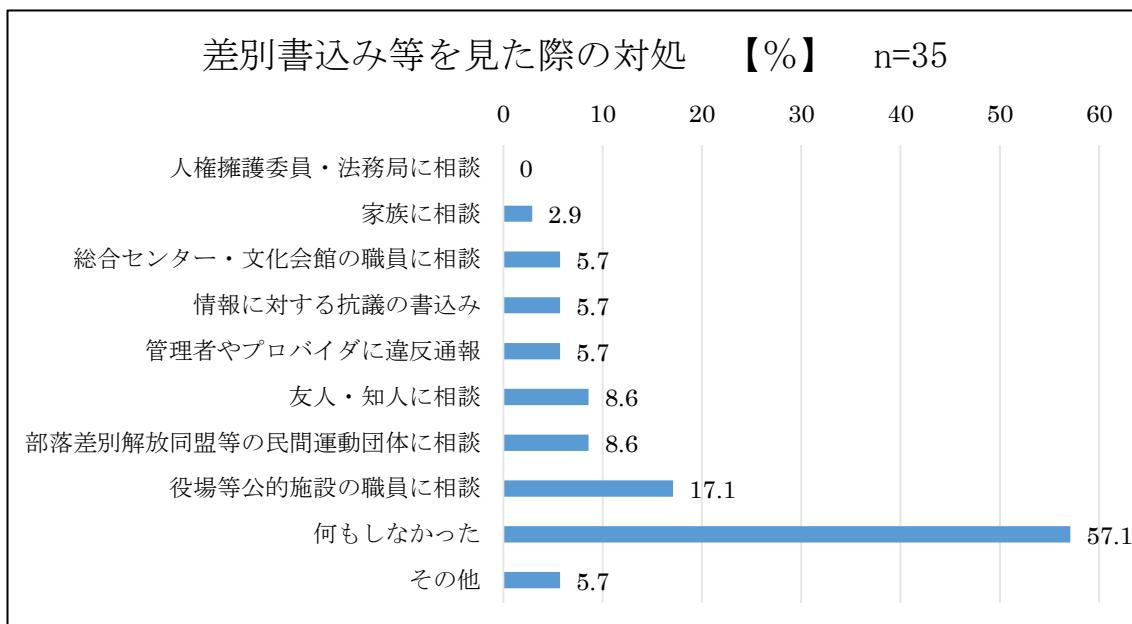
インターネット上の部落差別（以下「差別書き込み等」という。）を見聞きした経験について、下記のとおりとなっています。

差別書き込み等を「実際に見たことがある」と回答した人は35人（5.1%）で、その内「なにもしなかった」が57.1%となっており、次いで「役場等公的施設の職員に相談」が17.1%となっています。

図表8 差別書き込み等を見聞きした経験



図表9 差別書き込み等を見た際の対処



2) 部落差別（同和問題）に関する生活実態調査

本計画策定に向けて、令和4（2022）年度に「部落差別（同和問題）に関する生活実態調査」を実施しました。実態調査は、対象地域（同対法に基づく同和対策事業実施にあたり、当時指定された地域）に居住する18歳以上の町民1,102人に調査票を送付し、685票（回答率：62.2%）の回答を得ました。

その中から一部を抜粋し、調査結果からみえた課題等を整理します。

※スペースの関係上、回答項目等を簡略化して表記しているものがあります。

①様々な困りごとや悩みを抱える人の存在

実態調査により、介護で悩みを抱えている人、仕事を探している人、子育て・子どもの教育で悩んでいる人、読み書きに不自由している人がいることが分かりました。

図表10 各調査における悩み等を抱えている人の人数及び割合

	介護の悩み (n=41) ^{※1}	仕事を探している等 (n=595)	子育ての悩み (n=114) ^{※2}	読み書き不自由 (n=648)
人数	32	37 ^{※3}	32	105 ^{※4}
各調査の割合	78.0%	6.2%	28.1%	16.2%

※1 「介護をしている人がいるか」の問い合わせに「いる」と回答した総数

※2 「18歳未満の子どもがいますか」の問い合わせに「いる」と回答した総数

※3 「現在働いていますか」の問い合わせに「働いていないが仕事を探している」、「働きたいが働いていない」と回答した総数

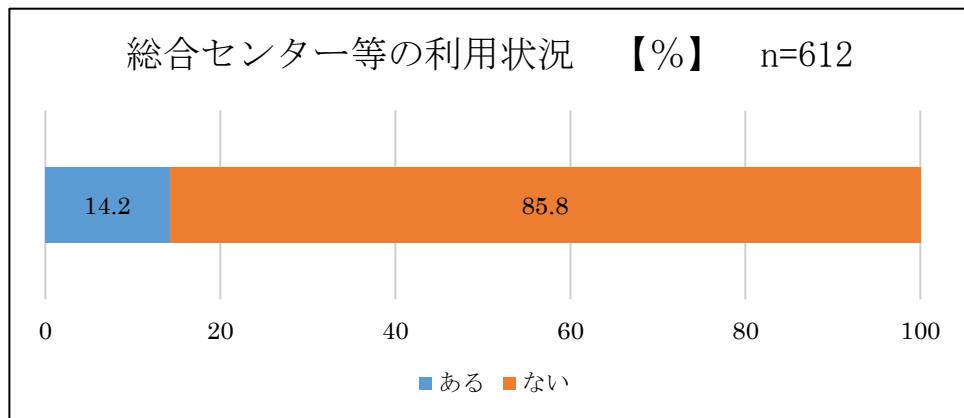
※4 「どの程度、新聞を読んだり手紙を書いたりできますか」の問い合わせに「不自由なく読み書きできる」と回答した人以外の総数

上記のとおり、介護をしている人の8割弱は悩みを抱えており、次いで18歳未満の子どもがいる人の3割弱が悩みを抱えています。また、読み書きについて約6人に1人が不自由しているという現状が明らかになりました。

②総合センター、各文化会館の生活・人権相談の利用状況

「これまでに生活相談や人権相談で、総合センターや文化会館を利用したことありますか」の問い合わせに対し次のとおりとなっています。

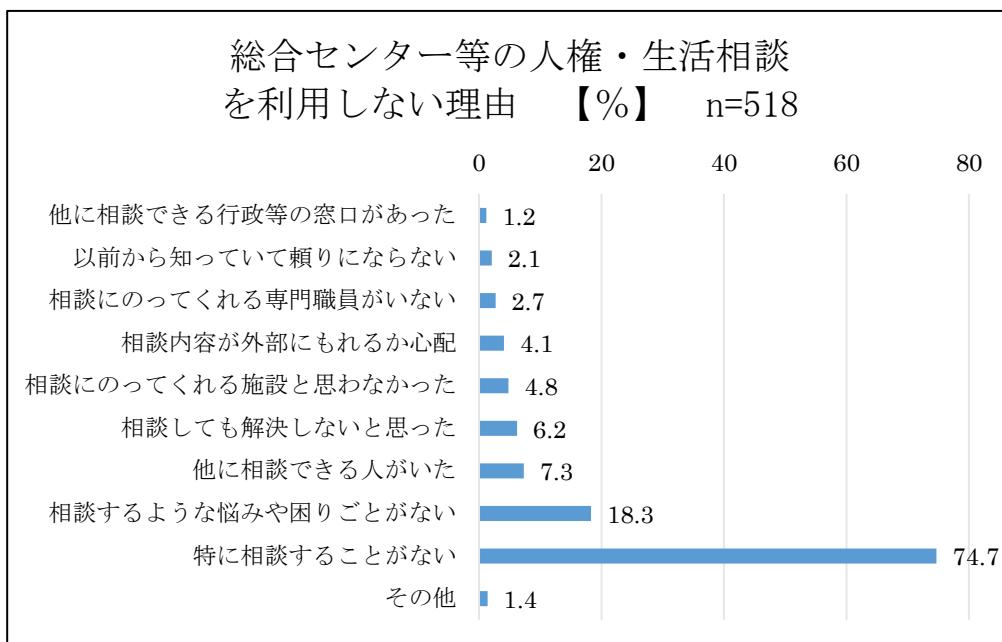
図表11 総合センター、文化会館の生活・人権相談の利用有無



前記①において何かしらの悩み等を抱えている人はいるが、総合センターや文化会館の生活・人権相談が利用されていないことが分かりました。

また、その理由としては次のとおりとなっています。

図表12 人権・生活相談を利用しない理由

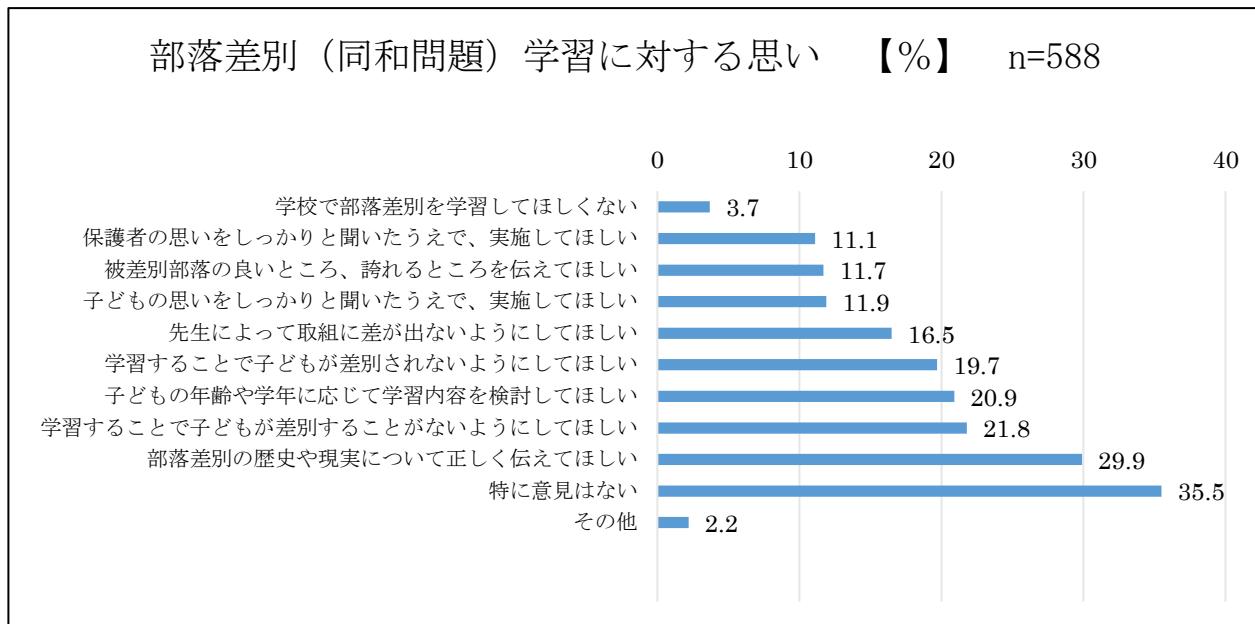


人権・生活相談を利用しない理由として「特に相談することがない（74.7%）」が一番多く、「相談しても解決しないと思った（6.2%）」、「以前から知っていて頼りにならない（2.1%）」、「相談にのってくれる専門職員がない（2.7%）」、「相談にのってくれる施設と思わなかった（4.8%）」、「相談内容が外部にもれるか心配（4.1%）」に回答者が少なからずいることから、こういった不安要素が相談に繋がらない一因となっていることも分かりました。

③部落問題学習への思い

「学校で部落差別（同和問題）の学習を進めることについてどのように思いますか。」の問い合わせの結果は次のとおりとなっています。

図表13 部落差別（同和問題）学習を進めることへの思い



「特に意見はない」を除くと「部落差別の歴史や現実について正しく伝えてほしい（29.9%）」が一番多くなっています。

また、わずかではあるが「学校で部落差別を学習してほしくない（3.7%）」との意見もあり、その理由として「学校などで教えずにそっとしておけば差別はなくなるから」いわゆる「寝た子を起こすな」の考えが一番多い結果（10人）となっています。

3. 隣保館（文化会館）の現状と課題

町には、総合センター（湯浅隣保館）、宮西文化会館、横田文化会館、野下・出水文化会館の4館があります。

同和対策事業実施時は、被差別部落における第一線の行政機関として、地域住民の生活の向上や自立促進のための活動の場として相談・指導事業の充実、地域福祉の向上等に寄与してきました。

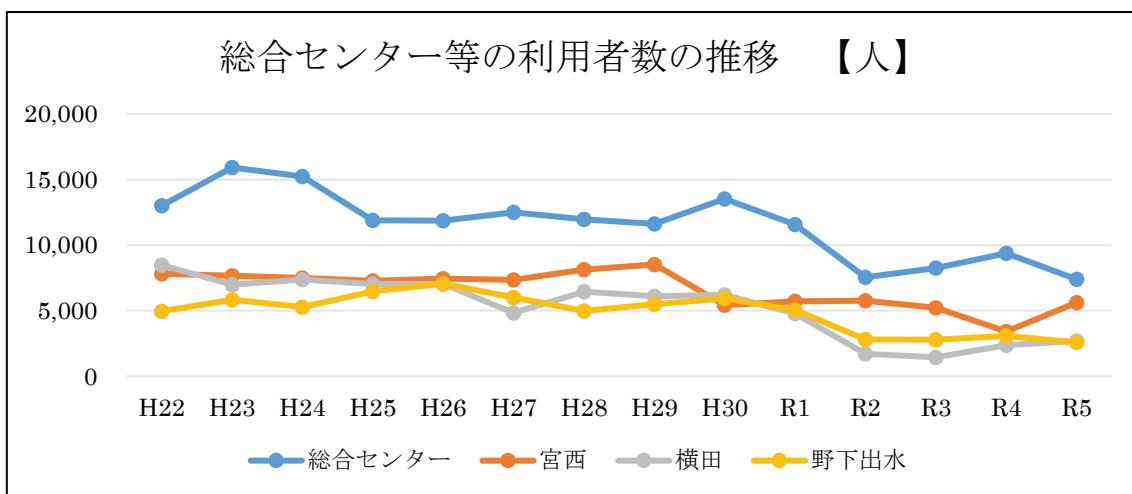
一般対策移行後は、社会福祉法における第二種社会福祉事業施設として従来の相談事業や福祉事業等を充実させながら、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、見守り活動、デイサービス、各教室の運営を行いながら、人権、福祉及び地域交流の拠点施設としての役割を果たしてきました。

しかしながら、全国的にみられる少子高齢化の波は町においても例外ではなく、利用者は減少傾向にあり、高齢化に加え固定化がみられます。

また、実態調査における総合センター、文化会館の人権・生活相談による利用状況からも分かるように、相談事業だけをみても利用に繋がっていないという状況です。少子高齢化をはじめ多様化する社会情勢のなかで、悩みや困りごとも多様化しています。

こういった状況の中、隣保館が地域社会における人権、福祉及び地域交流の拠点施設であるということを関連計画に位置付けるとともに、幅広い年齢層による利用者の増加を図り、地域間・世代間交流を活発化させること、また、見守り事業等を充実させアクトリーチ²による積極的な生活上の悩みごと等の把握に努め、きめ細かなサービス提供等により、部落差別の解消を推進する必要があります。

図表14 総合センター等の利用者数の推移



² 「手を伸ばす」こと。社会福祉の分野では、支援が必要な人に支援機関側からのアプローチにより支援することを意味する。

第3章 部落差別解消のための取組

1. 人権相談体制等の推進

1) 人権相談体制の推進

実態調査の結果から、町が把握している以上に部落差別が発生している現状が明らかになるとともに、相談に結び付いていない現状も明らかとなりました。

こうした現状を解決するため部落差別に関する相談に適切に対応できるよう下記のとおり取組を推進します。

項目	内容
相談対応マニュアルの作成	人権相談には部落差別に限らず様々な人権課題が存在するため、部落差別と他の人権課題との複合差別を考慮すると全庁的な対応が求められます。職員の個別相談に関する較差を埋めることができるよう相談対応マニュアルを作成します。
職員研修の実施	外部講師等による研修により、部落差別に対する深い見識と確かな人権感覚を身につけた職員の育成に努めます。
町内人権相談連絡体制の充実	過去の差別事件等を踏まえ町内福祉施設等との連絡・共有体制の充実に努めます。
SNS等を活用した人権相談	SNS等を活用し、匿名性が高く相談までのハンドルが低い窓口の設置を検討します。

2) 差別事象対応の推進

窓口や電話による問い合わせ等において、その発言等が「差別」であると気付き、対応マニュアルに基づき適切な初動対応ができるよう職員育成に努めます。

差別事象が発生した際は、部落差別事象を審議する専門機関である町審議会の答申を十分踏まえ、引き続き毅然とした姿勢で対応します。また、その内容が広域的に取り組む必要がある場合は、県等必要な機関と協力し対応します。

2. 隣保事業の推進

厚生労働省が定める「隣保館設置運営要綱³」において、隣保館の目的は「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニケーションセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うもの」とされています。

このことを踏まえ、地域福祉の向上及び人権啓発の住民交流拠点として、関係各課、社会福祉協議会、NPO法人等の関係機関と連携し次の取組を推進することで、部落差別の解消に繋げます。

1) 基本事業の充実

項目	内容
相談事業の充実	各文化会館における人権・生活相談の充実を図るため、現状の相談体制の見直し、積極的な研修参加による職員育成、相談事業の住民周知等に努めます。
各教室の充実	基本事業として実施している各教室の内容、周知方法等を見直し、幅広い世代の参加を促すことで、相互交流の増加に努めます。
人権教室の充実	年間を通じ定期的に人権教室を開催することで、地域住民の人権意識の向上に努めます。
地域見守り事業の充実	高齢者等を中心とした見守り活動の中で抱える生活課題を把握し、関係機関と連携しながら課題解決に努めることで、地域福祉の向上を図ります。

2) 特別事業の充実

項目	内容
各教室の充実	特別事業として実施している各教室の内容、周知方法等を見直し、幅広い世代の参加を促すことで、相互交流の増加に努めます。
休日開館事業の充実	現状の休日開館の内容を見直し、教室等の開催を検討しながら幅広い世代の参加を促すことで、相互交流の増加に努めます。

³ 隣保館の目的や運営方針、実施事業等を規定したもの。実施事業は、基本事業と特別事業に区分されている。

3) 隣保館運営委員会の充実

上記の隣保事業を推進するため参画する委員の世代の幅を広げ、会合の機会を増やすことで多様な意見集約を行います。

また、必要に応じ関係機関の代表者や外部有識者等の参画についても検討し、総合的に地域課題等の共有、解決に努めることができるよう組織の充実・強化を図ります。

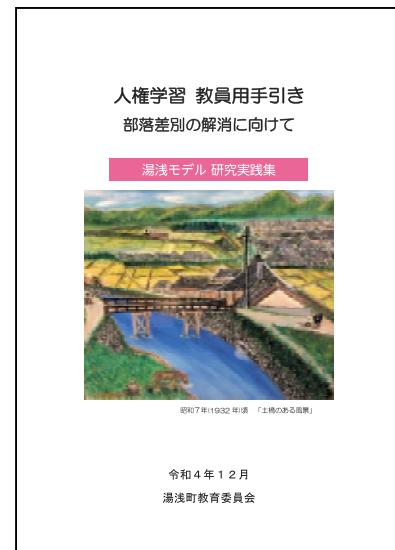
3. 人権教育の推進

県下でも先駆けた取組として、義務教育期間中においては、教員用に指導内容を整理した「部落差別の解消に向けて～湯浅モデル～（以下「教員用手引き」という。）」を活用しながら、各小中学校で定める「人権教育全体計画」及び「年間指導計画」に基づき、各学年に合わせた人権教育を推進することで、児童生徒が自他の人権を尊重する意識・意欲・態度を育みます。

また、授業の振り返りや教員間での課題共有等を図ることで、教員用手引きのブラッシュアップに努めます。

加えて、各小学校の保護者を対象とし、人権課題への理解を深める目的で実施している保護者学級において、「部落差別（同和問題）」を積極的に取り上げ、保護者との意見交換も行いながら各家庭における理解の増進に努めます。

また、教員の研修として、初任者のみならず全ての教員を対象に、部落差別解消推進法、町条例と照らし合わせながら、踏み込んだ研修を実施することで、教育者としての資質向上に努めます。



4. 人権啓発の推進

1) 人権啓発基本方針

部落差別解消推進法、町条例の理念を踏まえ、部落差別は決して許されないものであるという基本理念の共有を図り部落差別の解消に繋げることを目的に、様々な機会を通じ、あらゆる世代に対し、効果的な啓発が実施できるよう次のとおり方針を定めます。

- ①湯浅町人権尊重委員会やその他関係団体等と積極的に連携し、効率的・効果的な啓発機会の増加を図り、「正しく知る」機会の提供に努めます。
- ②部落差別に関する誤った認識を解消し、正しい理解を深めることで「無関心」をなくすことに努めます。
- ③正しく知り、無関心をなくすことで、部落差別解消に向けた町民一人ひとりの主体性を築くことができるよう努めます。

2) 人権啓発の推進

人権啓発基本方針を踏まえ次の取組を推進することで、部落差別への正しい理解を深め、偏見を取り除くことに努めます。

項目	内容
湯浅町部落差別をなくす条例をはじめ関係法令の周知	町民、事業者等に町条例の基本理念の共有を図ることを目的に、同和運動推進月間等を中心に様々な機会を通じ、認知度を高めます。
人権講演会等の充実	多角的な視点で部落差別問題を考えることができるよう、講師の選定等に創意工夫し、町民等が参加しやすい講演会等の開催に努めます。
特定職業従事者への部落問題学習	町職員をはじめ教職員、福祉介護関係者等に対し研修や町民人権学習会等への参加を促し、部落問題学習の機会提供に努めます。

5. モニタリング事業の推進

本町では平成30（2018）年10月よりインターネット上における差別の助長・拡散を抑止することを目的に町職員によるモニタリング事業を実施しています。人権担当職員以外の職員がモニタリングを実施することにより、インターネット上における部落差別の現状を理解することに寄与しており、引き続き取組を推進することでインターネット上の差別の実態把握に努めるとともに町職員の人権意識の向上にも努めます。

また、過去の削除実績等に基づきインターネット上の差別書き込み等に係る具体事例を町民等に周知することで、町条例第9条第3項に規定する町民等からの差別書き込み等の通報に繋がるよう努めます。

6. 調査等の実施

本計画の期間を5年間としていることから、見直しに際し実施してきた教育や啓発等の実施施策に係る効果検証が行えるよう町民意識調査等の必要な調査を適切な時期に実施します。

7. 部落差別解消のための推進体制等

前記の各取組については、効率的かつ効果的に実施することができるよう年次計画を策定することとします。また、年次計画の策定、実施にあたっては湯浅町人権施策推進委員会⁴において、十分協議し、着実に推進することができるよう努めるとともに、必要に応じ町内関係機関、NPO法人、民間運動団体等と連携し、部落差別の解消を推進します。

⁴ 人権を大切にするまちづくり条例施行規則に基づき設置されている人権施策を推進するための内部機関。副町長を会長とし、庁内所属長で構成されている。

第4章 部落差別解消のための達成目標

取組内容等	令和6（2024）年度 現状値	令和11（2029）年度 目標値
忌避意識 ・結婚（「気にせず結婚に賛成」の回答割合） ・土地（「まったく気にしない」の回答割合）	結 婚：43.9% 土 地：41.8% ※令和2年度意識調査結果	結 婚：50.0% 土 地：45.0%
法令認知度（「内容も知っている」の回答割合） ・部落差別解消推進法 ・町部落差別をなくす条例	推進法：15.0% 町条例：14.7% ※令和2年度意識調査結果	推進法：20.0% 町条例：20.0%
総合センター、各文化会館の利用者数	18,302人/年 ※令和5年度実績値	21,700人/年

関 係 資 料

- ・湯浅町部落差別をなくす条例
- ・部落差別の解消の推進に関する法律
- ・和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例
- ・湯浅町部落差別をなくす審議会規則
- ・湯浅町部落差別をなくす審議会 委員名簿
- ・湯浅町部落差別解消推進基本計画策定の取組経過

湯浅町部落差別をなくす条例

平成31年4月1日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言の精神、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別のない社会の実現を目的とする部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念に基づき、部落差別は決して許されないものであるという認識の下、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、町の責務を明確にするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない湯浅町を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において用いる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町民とは、湯浅町内に住所を有する者をいう。
- (2) 町民等とは、前号に規定する者及び湯浅町内に通学又は通勤する者並びに湯浅町を訪れる者をいう。
- (3) モニタリングとは、インターネット上における部落差別と見なされる書き込み及び投稿等（以下「差別書き込み等」という。）を監視することをいう。
- (4) 事業者とは、湯浅町内で事業活動を行う個人、法人及びその他団体をいう。
- (5) 差別行為とは、誤解や偏見に起因する個人若しくは不特定多数又は被差別部落等を対象とした言動、落書き等の部落差別と見なされる誹謗中傷行為、就職又は結婚等を理由とする被差別部落の調査及びその他これらに類する行為をいう。
- (6) 差別者とは、前号に規定する差別行為を行った個人、法人及びその他団体をいう。
- (7) 被差別者とは、第5号に規定する差別行為を受けた個人、法人及びその他団体をいう。
- (8) 家族等とは、配偶者、父母、祖父母、子、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母、子の配偶者及び後見人をいう。ただし、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に満たない者は除く。

(基本理念)

第3条 部落差別の解消に関する理念は、全ての町民が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるということを踏まえ、部落差別は決して許されないものであるという基本的な認識の下、町民一人一人の理解を深めることに努め、部落差別を根本から解消するものとする。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

(相談体制の充実)

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談体制の充実に努めなければならない。

- 2 町長は、部落差別に関する相談窓口を、湯浅町立隣保館条例（昭和38年条例第12号）第2条に規定する隣保館に設置する。
- 3 町長は、前項に規定する隣保館のうち、湯浅町立湯浅隣保館に部落差別に関する相談員を置く。

(教育及び啓発)

第6条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発をあらゆる世代に対して、最も効果的と考えられる方法で行わなければならない。

(計画及び調査)

第7条 町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、湯浅町部落差別解消推進基本計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

- 2 町は、部落差別の解消に関する施策の実施及び前項に規定する計画を策定するため、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

(推進体制の充実)

第8条 町は、前条第1項に規定する計画を効果的に推進するため、国及び県並びにその他この条例の目的を達成するために必要と考えられる団体等との連携を図るとともに、町の組織の整備又は充実に努めなければならない。

(モニタリング)

第9条 町長は、差別の助長及び拡散を抑止することを目的に、モニタリングを行うものとする。

- 2 町長は、前項に規定するモニタリングにおいて、町に關係する差別書き込み等を発見した場合は、必要な方法によりそれを消去するよう努めるものとする。
- 3 町民等及び事業者は、町に關係する差別書き込み等を発見した場合は、町長に報告するものとする。

4 町長は、前項に規定する報告を受けた場合は、内容を確認し、必要と認める場合は、それを消去するよう努めるものとする。

(審議会)

第10条 町は、第7条第1項に規定する計画の策定等に関する事項及び差別行為が発生した場合に、当該事項について審議するため湯浅町部落差別をなくす審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

3 審議会の委員は、部落差別に識見を有する者等のうちから、町長が委嘱するものとする。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

5 審議会の委員の任期は、町長が委嘱した日から諮問に対する答申を行うまでの期間とする。

6 審議会の委員に対する報酬及び旅費その他の費用弁償は、湯浅町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和61年条例第1号）に定めるところによる。

7 審議会の委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

(差別行為の情報提供)

第11条 町民等は、差別行為を知り得た場合は、速やかに町長に情報提供するものとする。

2 事業者は、業務中又は管理する施設内で差別行為を発見した場合は、速やかに町長に情報提供するものとする。

3 被差別者は、当該差別行為の解消を目的に、町長に申し出ることができる。

(差別行為の調査)

第12条 町長は、前条各項に規定する情報提供を受けた場合は、当該差別行為の調査を行うものとする。

2 事業者は、前条第2項に規定する情報提供を行った場合は、業務に支障がない範囲で、当該差別行為に係る調査に協力するよう努めるものとする。

3 町長は、第1項に規定する調査の経過及び結果について、審議会に諮問するものとする。

(差別者への指導及び助言)

第13条 町長は、審議会の答申を踏まえ、差別者の誤解、偏見等を取り除くことを目的に指導又は助言（以下「指導等」という。）を行うものとする。

2 町長は、必要と認める場合は、差別者の家族等に指導等を行うことができる。

(差別者への勧告)

第14条 町長は、前条に規定する指導等を行ったにもかかわらず、差別者がその指導等に従わない場合及び差別行為を繰り返す場合は、差別行為を行わないよう勧告することができる。

(差別者への命令)

第15条 町長は、前条に規定する勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、期限を定めて当該勧告に従うよう命令することができる。

(差別者の氏名等の公表)

第16条 町長は、前条に規定する命令を受けた者が正当な理由なく命令に従わない場合は、その者の氏名等を公表することができる。

2 町長は、前条の規定により氏名等を公表する場合は、あらかじめ公表されるべき者にその理由を告知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(被差別者の支援及び救済)

第17条 町は、この条例に定めるもののほか、被差別者への支援及び救済に積極的に努めるものとする。

(秘密保持)

第18条 町長は、差別行為の調査等により知り得た情報の適正管理に努めるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日に公布し、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後において、第9条に規定するモニタリングにより発見した差別書き込み等は、同日前になされた差別書き込み等についても、この条例の規定を適用する。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日法律第109号

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【衆議院 法務委員会（平成28年11月16日）】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

【参議院 法務委員会（平成28年12月8日）】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

令和2年3月24日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法、部落差別のない社会を実現することを目的とする部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）及び全ての県民の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする和歌山県人権尊重の社会づくり条例（平成14年和歌山県条例第16号）の理念にのっとり、部落差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別は基本的人権の侵害であり、何人も部落差別を行ってはならないという理念にのっとり、部落差別の解消のための取組は、国、県、市町村、県民、事業者、関係機関等が相互に協力して行うものとする。

(部落差別の禁止)

第3条 何人も、インターネットを通じて、公衆による閲覧、複写その他の利用をすることが可能な情報を提供することにより、部落差別を行ってはならない。

2 何人も、結婚及び就職に際しての身元の調査、並びにその他の行為により部落差別を行ってはならない。

(県の責務)

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、部落差別の解消に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に定める施策の推進に当たっては、国、市町村、県民、事業者、関係機関等との連携を図るものとする。

3 県は、部落差別の解消に関して、市町村が実施する施策、並びに県民、事業者、関係機関等の取組に必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、部落差別の解消のために、従業員の人権意識の高揚、その他必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

(特定電気通信役務提供者の責務)

第7条 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）は、部落差別の解消のための必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 特定電気通信役務提供者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消を推進するための施策に協力するものとする。

3 特定電気通信役務提供者は、前2項に定めるもののほか、インターネット上において、その用いる法第2条第2号に規定する特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって部落差別が行われていることを確認したときは、当該提供されている情報（次条第1項及び第3項並びに第9条第1項において「提供情報」という。）の送信を防止する措置を行うものとする。

(部落差別への取組)

第8条 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条第1項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すものとする。

2 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条第2項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないよう促すものとする。

3 県は、第1項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条第1項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すよう、要請することができるものとする。

4 県は、第2項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条第2項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、及び部落差別を行わないよう促すことを、要請することができるものとする。

(勧告)

第9条 県は、前条第1項の規定による必要な説示を行い、部落差別を行わないこと及び当該情報を削除することを促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを、勧告するものとする。

2 県は、前条第2項の規定により必要な説示を行い、促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないよう、勧告するものとする。

3 知事は、県内事業者（県内に事務所又は事業所を有する事業者をいう。次条において同じ。）が次条各号に掲げる調査による部落差別を行った場合において、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、和歌山県人権尊重の社会づくり条例第5条に規定する和歌山県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第10条 県は、次に掲げる調査による部落差別を行ったことを事由として前条第2項の規定による勧告を受けた県内事業者が、当該勧告に従わない場合には、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

- (1) 結婚及び就職に際しての身元の調査
- (2) 不動産の取引に際しての当該不動産に係る調査

(教育及び啓発)

第11条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(相談体制の充実)

第12条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に応ずるものとする。

2 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上を図る等必要な施策を講ずるよう努め、相談体制の充実を図るものとする。

(部落差別の実態把握)

第13条 県は、部落差別の解消の推進に関する法律第6条の規定による国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じて、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化も踏まえ差別の実態の把握を行うものとする。

附 則（令和2年3月24日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月24日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月26日条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例第9条第3項及び第10条の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例第3条第2項の規定に違反して行われた部落差別について適用し、施行日前に同項の規定に違反して行われた部落差別については、なお従前の例による。

湯浅町部落差別をなくす審議会規則

平成31年4月1日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯浅町部落差別をなくす条例（平成31年条例第5号。以下「条例」という。）第10条第8項の規定に基づき、湯浅町部落差別をなくす審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、審議し、答申するものとする。

- (1) 湯浅町部落差別解消推進基本計画の策定及び改訂に関する事項
- (2) 差別行為に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 湯浅町人権尊重委員会委員
- (2) 湯浅町民生児童委員
- (3) 湯浅町区長設置規程（昭和37年告示第23号）第1条に規定する区長
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、最初に開かれる湯浅町部落差別をなくす審議会の会議は、町長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、人権推進課において処理する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日に公布し、平成31年10月1日から施行する。

湯浅町部落差別をなくす審議会 委員名簿

令和2年2月7日委嘱

職名	氏名	備考
会長	西田 忠信	規則 第3条第5号
副会長	和泉 富士美	規則 第3条第2号
委員	星山 俊二	規則 第3条第1号
委員	境 正文	規則 第3条第1号
委員	増元 貞夫	規則 第3条第1号
委員	岡田 光弘	規則 第3条第1号
委員	西邑 木久美	規則 第3条第1号
委員	上山 正宏	規則 第3条第3号
委員	谷川 雅彦	規則 第3条第4号
委員	井上 栄次	規則 第3条第5号
委員	磯岡 和也	規則 第3条第5号
委員	石本 真理子	規則 第3条第5号

湯浅町部落差別解消推進基本計画策定の取組経過

年 月 日	内 容
令和2年2月7日	第1回湯浅町部落差別をなくす審議会 ・湯浅町部落差別解消推進基本計画策定に向けた調査の実施計画（案）について
令和2年6月18日	第2回湯浅町部落差別をなくす審議会 ・部落差別（同和問題）に関する町民意識調査について（調査項目）
令和2年8月	部落差別（同和問題）に関する町民意識調査票の送付（同年9月15日締切） 回収 36.2% (724人/2,000人)
令和3年2月4日	第4回湯浅町部落差別をなくす審議会 ・部落差別（同和問題）に関する町民意識調査について（結果概要報告） ・生活実態調査について（調査項目）
令和3年3月2日	第5回湯浅町部落差別をなくす審議会 ・部落差別（同和問題）に関する町民意識調査について（結果報告） ・生活実態調査について（調査項目）
令和3年8月30日	第6回湯浅町部落差別をなくす審議会 ・生活実態調査の延期について ※新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催
令和4年6月30日	第7回湯浅町部落差別をなくす審議会 ・部落差別（同和問題）に関する生活実態調査について（調査項目）
令和4年8月	部落差別（同和問題）に関する生活実態調査票の送付（同年9月22日締切） 回収 62.2% (685人/1,102人)
令和5年3月23日	第8回湯浅町部落差別をなくす審議会 ・部落差別（同和問題）に関する生活実態調査について（結果報告）
令和6年1月24日	第9回湯浅町部落差別をなくす審議会 ・基本計画策定に向けた今後の進め方について ・基本計画骨子案について

令和6年7月30日	第10回湯浅町部落差別をなくす審議会 ・湯浅町部落差別解消推進計画（素案）について
令和6年11月7日	第11回湯浅町部落差別をなくす審議会 ・湯浅町部落差別解消推進計画（素案）について
令和6年12月2日	湯浅町部落差別解消推進基本計画（案）パブリックコメント開始 (同年12月27日締切)
令和7年2月6日	第12回湯浅町部落差別をなくす審議会 ・湯浅町部落差別解消推進基本計画（案）に係るパブリックコメント募集結果及び提出意見に係る対応について 提出人数：2名 ・湯浅町部落差別解消推進基本計画作成に係る諮問に対する答申（案）について

※第3回湯浅町部落差別をなくす審議会は、本計画に関する議題でないため、取組経過に含めていない。

